

令和3年6月23日

令和3年6月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月23日(水) 午後1時30分～2時30分
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室
- 3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	11番	宮本 正裕
	12番	吉田	公俊	13番	久保 睦子
	14番	中野	稔		
- 4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第4地区	上田	昌彦	第5地区	行田	修
第6地区	谷山	正昭	第7地区	辻	清一
- 5 欠席委員(1人)

10番	大西	清一
-----	----	----
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第3地区	中野	勝之
------	----	----
- 7 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶	日出男	主査	奥田	真貴子
事務局長代理	松下	伸弘			
- 8 その他出席職員

農林課課長	浦野	芳博
-------	----	----
- 9 議事録署名委員

13番	久保	睦子	14番	中野	稔
-----	----	----	-----	----	---

## 10 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

(4) 報告事項

ア 特定生産緑地の申請状況等の報告

イ 令和3年度茨木市における農業関連事業の概要

\*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

## 11 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和3年6月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は13人でありますので、会議は成立いたしております。

なお、推進委員の出席は、6名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと思います。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号13番、久保睦子委員、並びに、議席番号14番、中野 稔委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、412㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、茨木市外の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

譲受人は、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るもので、当該申請地は譲受人の自宅から車で25分ほどの通作が可能な場所に位置します。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、155㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり審査依頼があったものでございます。

権利関係は使用貸借権で、3年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきましては、議案第2号参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は、寝屋川市在住で農業従事年数は7年となっております。

年間農業従事日数は200日、野菜を栽培されており、本件申請地においてトマト、きゅうり、ナス等の栽培を予定されております。

農業用機械といたしまして、耕うん機、草刈機、手押しコンバイン、手押し田植え機、軽トラックを所有されております。

研修等の受講履歴として、大阪府農業大学校短期プロ農家養成コースを受講され、市内の農家による指導を受け農業技術を習得されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、2件。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、3件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、平成4年から平成5年にかけて指定を受け、それぞれ令和4年及び令和5年に指定から30年を経過する生産緑地に係る特定生産緑地への移行に伴う申請状況につきまして、事務局の報告を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

特定生産緑地の申請状況について、事務局から市都市政策課に確認いたしましたところ、平成4年から平成5年に指定された生産緑地に関し、令和3年5月末時点で特定生産緑地の申請手続をされている生産緑地の割合は、面積ベースで約6割という状況でございます。

なお、当該申請期限は令和3年8月31日となっております。

説明は、以上でございます。

議 長

事務局からの報告が終わりましたので、ご質問等がありましたらお受けしたいと思えます。

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

確認だけなんですけれども、6割というのは8月末まで、まだ時間が多少あるにしても、多いか少ないかというのは感覚的にどうなんでしょうか。

議 長

事務局。

窓口の相談状況も含めて報告いただけますか。

事務局

今の申請状況が、どれくらいの進捗になるのかは都市政策課の担当になりますが、生産緑地を受けている方はいろんな選択をされる方もいらっしゃいますので、まだそのあたりは確認できていない状況です。

実際には農業委員会窓口において、色々な相談を受けています。

相続税の納税猶予を受けている方は、確かに影響がある部分もございますので、その方については慎重にご判断いただく必要があります。

また、権利関係がついている場合、特定生産緑地の申請は所有者が行う手続になっており、利害関係人の同意が要る手続になっています。

賃貸借の権利関係がある場合、利害関係者との調整に必要な方がいらっしゃる状況は確認しています。

議 長

この件に関しまして、事務局より私も報告を受けておりまして、説明していただきましたように窓口での相談ということで、借借人からの同意をもらえないとか、期限が迫っているのでは時間が足りないとか最近聞きましたので、一応8月末が締切ということでございますけれども、他市の締切状況をみますと12月とか来年3月末というところもございますので、期限の延長を農業委員会から申入れをしようと考えておりまして、文書の内容につきましては役員に一任いただきまして、それを市長宛に申出したいと考えております。

出来れば半年くらい延ばしまして来年の3月末までに。

でないとやはりなかなか迫っているからということもあるんですけれども、受けようと思ってもなかなか申請できないといった状況もありますので。

また市の方針が決まりましたら、また報告はさせていただきますけれども、文

書で現状について申出したいと考えております。

議 長

それでは次に、令和3年度、茨木市における農業関連事業の概要につきまして、農林課から説明をお願いいたします。

(農林課 浦野課長、説明を行う。)

(質疑、応答)

議 長

それでは、これをもちまして、「令和3年6月定例会」を閉会といたします。慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。



上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

---

署 名 委 員

(署名済み)

---

署 名 委 員

(署名済み)

---